

○厚生労働省告示第三百八十三号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月一日から適用する。

平成二十八年十月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第三第九号を次のように改める。

九 削除

第三に次の三号を加える。

六十五 治療抵抗性の子宮頸がんに対するシスプラチンによる閉鎖循環下骨盤内非均衡灌流療法

子宮頸がん（術後に再発したものであって、同時化学放射線療法に不応かつ手術が不能なものに限る。）

六十六 陽子線治療 肝内胆管がん（切除が不能と判断されたものであって、化学療法が奏効しな

いもの又は化学療法の実施が困難なものに限る。）

六十七 ヒドロキシクロロキン療法 関節リウマチ（既存の合成抗リウマチ薬による治療でDAS

28が二・六未満を達成できないものに限る。）